

企業等による県営林の整備実施要領

制 定	平成21年 9月10日	21林第522号
改 正	平成22年10月28日	22林第478号
改 正	平成24年12月 5日	24林第445号

第1 趣 旨

この要領は、県営林において企業等の参加による森林整備などの活動を積極的に推進するため、企業等（以下「実施主体」という。）が社会貢献活動としての森林整備を実施するにあたり、必要な事項を定める。

第2 対象とする活動内容

この要領の対象となる森林整備等の活動（以下「森林整備等」という。）は、県営林において、実施主体が行う次に掲げる活動をいう。

- （1）森林整備（植栽又は下刈、枝打ち、除伐、保育間伐（伐捨間伐）等の保育作業）
- （2）森林・環境教育（森林・林業体験、自然環境教育、森林体験活動等）
- （3）県営林の景観に配慮した作業
- （4）その他、県が造林地の管理上必要と認める作業

第3 実施主体の要件

実施主体は、社会貢献活動として県営林の森林整備に参画する意志を持つ法人等とし、以下の要件をすべて満たすものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等は除く。

- （1）実施主体の目的、運営等に関する規約があり、代表者を有していること。
- （2）実施主体の意思を決定し、責任ある活動を実施する体制が確立していること。
- （3）活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。
- （4）実施主体の活動が県営林を管轄する地方振興局と連携して実施されるものであること。

第4 対象となる森林

森林整備等の対象とする森林は、県営林のうち、別に定める森林とし、森林整備等を行う1地区の面積は、原則として小班を単位として設定する。

第5 事前協議

- 1 実施主体は、あらかじめ県営林の森林整備等に関する事前協議書（様式1号）及び森林整備等計画書（様式3号）により、長崎県森林ボランティア支援センター（以下、センターという。）を通じ、県と協議しなければならない。
- 2 県は実施主体から協議があった場合、以下の要件に照らして事前協議書の内容が適当と認める場合は、これを受理し、事前協議書の受理通知書（様式2号）により実施主体およびセンターに通知する。

- (1) 協議の内容が、県営林経営計画等（県営林育林体系）における当該森林の管理方針に即していること。
- (2) その他、知事が不相当と認める場合を除く。

第6 協定の締結

- 1 実施主体は、第5の事前協議終了後、センターを通じ、知事と森林整備協定（様式4号。以下「協定」という。）を締結しなければならない。
- 2 協定の期間は、1年を単位として5年を上限とする。ただし、協定期間満了後において、継続して森林整備を実施したい場合は、更新することができる。
- 3 協定内容について、変更の必要が生じた場合には、変更協定を締結できる。
- 4 前項の規定に関わらず、変更内容が実施年度の変更や森林整備等の面積の僅かな増減など、軽微なものについては協定の変更によらず、協議により森林整備等計画の変更をすることができる。

第7 森林整備等の実施

- 1 実施主体は、協定に基づき、森林整備活動計画書に定める森林整備を、直接または林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定により認定された者（以下「認定事業体」という）に委託して確実に実施するものとする。
- 2 実施主体は、第6の4の規定により、森林整備等計画書に定める内容を変更しようとする場合には、あらかじめ県営林の森林整備等に関する変更協議書（様式7号）により振興局長と協議しなければならない。
- 3 振興局長は実施主体から協議があった場合、その内容が適当と認められる場合には、これを受理し、変更協議書の受理通知書（様式8号）により、実施主体に通知する。
- 4 協定に基づく森林整備等を行うために実施主体が県営林内に入林する場合は、事前に県に連絡すること（電話又はFAX可）とし、長崎県行造林規則第19条に基づく「土地使用承認申請書」は要しないものとする。
- 5 実施主体は、森林整備等を実施した当該森林における植栽木又は保育及び間伐実施後の立木と間伐材については、一切の権利を主張できないものとする。
- 6 本森林整備等の費用は、実施主体がこれを全額負担する。

第8 森林整備等の留意事項

- 1 実施主体は、森林整備等における参加者等の安全について、責任を持って確保するとともに、事故防止、保険加入等の措置を講じるものとし、森林整備等に伴い発生した事故について、県は一切の責任を負わないものとする。
- 2 森林整備等の実施にあたっては、山火事の防止等に万全を期すため、森林整備等の区域での焚き火や煙草の吸殻の投げ捨て、ゴミ等の持込みを禁止するものとする。

第9 名称の使用

協定にかかる県営林においては、実施主体が独自に附した名称等を使用することができるも

のとする。なお、実施主体が独自に附した名称等は、事前協議書の受理通知書（様式2号）により適当と認められた森林整備等にかかる森林の名称とする。

第10 実施後の管理

県は、県営林経営要綱第3の1に基づく森林調査簿及び同要綱第4の2に基づく実行簿に、実施主体の森林整備等の内容を記載し、当該森林の適正な管理を行うものとする。

第11 実施主体の責務

- 1 実施主体は、毎年度、森林整備等の終了後に森林整備等報告書（様式5号）を提出しなければならない。
- 2 振興局長は、毎年度の森林整備等の活動終了後、実施主体に森林整備等報告書（様式5号）により速やかに報告させるとともに、必要により跡地確認（様式6号）を行うものとする。

附則

この要領は、平成21年9月10日から適用する。

この要領は、平成22年10月28日から適用する。

この要領は、平成24年12月5日から適用する。

様式 1 号

県営林の森林整備等に関する事前協議書

年 月 日

長崎県知事 様

(法人等)

住 所

名 称

代表者名

連絡先

印

森林整備等を実施したいので、「企業等による県営林の整備実施要領」第5の1に基づき協議
します。

記

- 1 森林整備等にかかる森林の名称
- 2 実施時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 県営林の場所及び活動内容
別添様式 3 号「森林整備等計画書」のとおり

様式 2 号

事前協議書の受理通知書

年 月 日

(法人等)

住 所

名 称

代表者名

様

長崎県知事

年 月 日に提出された県営林の森林整備等に関する事前協議書について、内容を審査した結果、適当であると認められるので「企業等による県営林の整備実施要領」第5の2に基づき受理したことを通知します。

記

- 1 森林整備等にかかる森林の名称
- 2 実施時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 県営林の場所及び活動内容
「森林整備等計画書」のとおり

様式3号

森林整備等計画書

1 森林整備等の内容

区域 番号	土地の所在地				年度別計画					
	市郡 町	県営林 団地名	林班	小班		年	年	年	年	年
					活動内容					
					面積					
					活動内容					
					面積					
					活動内容					
					面積					
					活動内容					
					面積					
計					面積					

(注) 区域番号は図面と適合させること

2 添付図面

- ・ 県営林施業図に、森林整備等を実施する箇所毎に区域番号を振り、実施する活動内容、活動にかかる面積を、実施年度毎に記入する。

様式 4 号

企業等による県営林の整備に関する協定書

〇〇〇〇（法人等の名称、以下「甲」という。）と長崎県（以下「乙」という。）は、甲が下記の森林において実施する森林整備などの活動（以下「森林整備等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、次条に掲げる森林において、甲が行う森林整備等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協定の対象となる森林）

第 2 条 本協定の対象となる森林（以下「当該森林」という。）は以下のとおりとする。

所在地	面積	森林の範囲
		別図に定める区域

（協定の有効期間）

第 3 条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（森林整備等計画書）

第 4 条 甲は、当該森林における森林整備等を別添の森林整備等計画書（様式 3 号）に基づき実施するものとする。

（甲の責務）

第 5 条 甲は、当該森林を森林整備等の場所として使用するものとする。

2 甲は、当該森林の施業及び管理に関する業務を協定期間内は森林組合等に別途委託契約を締結して実施することができる。なお、この場合業務委託に必要な費用は甲が負担するものとする。

（乙の責務）

第 6 条 乙は、甲が行う森林整備等が円滑に実施できるよう、連絡調整や指導、助言、協力を行うものとする。

（制限行為）

第 7 条 甲は、当該森林において、第 4 条で定める森林整備等以外の行為を行ってはならない。ただし、乙が認めた場合は、この限りではない。

(協定期間の遵守事項)

第8条 森林整備等の際して、甲は次の各号を遵守すること。

- (1) 第4条の森林整備等計画書により森林整備等を行った当該森林について、適正な管理を行うこと。
- (2) 乙に対して、植栽木又は保育及び間伐実施後の立木について、一切の権利を主張しないこと。
- (3) 設置した工作物等は、協定の有効期間満了日までに撤収しなければならないこと。
- (4) 広報のために当該森林の写真、名称を使用し、または活動内容等を公表できること。
- (5) その他の企業や団体等から当該森林に関して照会があった場合は、甲がこれに対応すること。ただし、現地案内等を行うときは事前に乙へ連絡すること。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲が本協定に定める事項に違反した場合は、乙は甲に対し、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができるものとする。

- 2 前項の期間の経過後も、なお違反の状態が継続している場合は、乙は本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じることができるものとする。
- 3 前項に掲げる措置に要した費用は、甲が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、協定書を2通作成し当事者署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 (法人等)
住 所
名 称
代表者名 印

乙 長崎県江戸町2番13号
長崎県知事 印

様式 5号

〇〇年度 森林整備等報告書

年 月 日

長崎県知事 様

(法人等)
住 所
名 称
代表者名

印

年 月 日に締結した県営林において、企業等による県営林の整備協定書に基づき、平成 年度の活動を終了したので、企業等による県営林の整備実施要領第 12 の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 森林整備等の内容（別紙可）

年	月	日	作業内容	人数	備考

2 その他活動内容に関する資料

(1) 森林整備森林整備等の実施中の写真

様式6号

平成 年 月 日 作成

森 林 整 備 跡 地 確 認 調 書		
所在地（団地名）		
作 業 種		
県 営 林 林 小 班		
実施主体（委託先）	（認定事業体）	
協 定 年 月 日	年 月 日	
整 備 面 積		
協 定 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
整 備 概 要		
森林整備活動報告年月日	年 月 日	
確 認 年 月 日	年 月 日	
確 認 の 結 果	適正判断	適正 手直し
立 会 者 職 氏 名	担当係	印
	実施主体	印
手直し整備完了年月日	年 月 日	
手直し整備申し入れ事		

月 日、確認命令を受けた作業について確認の結果上記のとおりである。

平成 年 月 日

確認者職氏名

印

様式 7 号

県営林の森林整備等に関する変更協議書

年 月 日

振興局長 様

(法人等)

住 所

名 称

代表者名

連絡先

印

年 月 日に締結した県営林において、森林整備等計画の内容を変更したので、企業等による県営林の整備実施要領第 7 の 2 に基づき協議します。

記

- 1 変更する土地の所在地
- 2 変更内容
- 3 変更理由

※ 変更内容は変更前後の作業種、数量を記載すること

様式 8 号

変更協議書の受理通知書

年 月 日

(法人等)
住 所
名 称
代表者名

様

振興局長

年 月 日に提出された県営林の整備に関する変更協議書について、内容を
審査した結果、適当であると認められるので、企業等による県営林の整備実施要領第 7 の 3
に基づき受理したことを通知します。